

福祉部	石川和夫
厚生課長	
建設部	下野利市
土木課長	
建設部	川辺登茂次
施設課長	
建設部	伊藤照明
水道事務所長	
会計課長	町田光輝
市民会館長	黒田登

⑦

福教庶発第三号

昭和六十二年四月一日

福生市教育委員会委員長 野島茂雄 ㊦

福生市議会議長

森田治男 殿

市議会議事説明員の委任について

昭和六十二年一月五日付け、福教庶発第八百九十一号で通知した市議会議事説明員のうち、同年四月一日付けによる人事異動に伴い、次のとおり委任したので通知します。

職名	氏名
教育次長	古谷正夫
庶務課長	橋本好夫
学校給食課長	設楽政男
公民館長	黒田登
図書館長	児島亀之助

写

福農委発第一号

昭和六十二年四月一日

福生市農業委員会会長 林

幸 男 印

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

市議会議事説明員の委任について

昭和六十二年一月五日付け、福農委発第五十一号で通知した市議会議事説明員のうち、同年四月一日付けによる人事異動に伴い、次のとおり委任したので通知します。

職 名 氏 名

市民部長 小野 光 朗

⑦

福監発第二十四号

昭和六十二年四月一日

福生市代表監査委員 山下 久 吉

⑧

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

市議会議事説明員の委任について

昭和六十二年一月五日付け、福監発第二千七百三十号で通知した市議会議事説明員は、同年四月一日付けの人事異動に伴い、次のとおり委任したので通知します。

職 名 氏 名

事務局 長 田 村 一 郎

福議発第六十八号

昭和六十二年 五月 七日

殿

福生市議会事務局長 須崎 進

議案説明員の出席要求について

昭和六十二年第二一回福生市議会臨時会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一十一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一 日 時 五月十四 日(木) 午前十時
二 場 所 福生市議会議場

写

福総庶発第 573 号

昭和62年 5 月 7 日

福生市議会議長 殿

福生市長 田 村 匡 雄 ㊟

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告します。

②

専決第三号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和五十七年三月十日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

昭和六十二年二月十八日

福生市長 田 村 匡 雄印

損害賠償額の決定について

福生市は、庁用自動車の交通事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

一 損害賠償の額 金七千七百四十二円

二 損害賠償の相手方 東京都福生市大字福生二四九七番地

白 川 五十鈴

三 事故の概要

昭和六十二年一月二十四日午前十時五十分頃、福生市牛浜五二番地先栄通りにおいて、市所有車と牛浜北通りから右折してきた相手車両が接触し、双方の車両に損害が生じた。

主り

三 専決の趣意

白 田 五 十 銭

一 賠償額の請求

金は千七百四十二円

⑦ 専決第七号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和五十七年三月十日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

昭和六十二年四月十五日

福生市長 田 村 匡 雄印

損害賠償額の決定について

福生市は、庁用自動車の交通事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

一 損害賠償の額 金六万四百九十円

二 損害賠償の相手方 東京都昭島市田中町二丁目一八番二号

市 川 重 男

三 事故の概要

昭和六十二年三月十九日午前七時三十五分頃、昭島市松原町五丁目二三番地先国道一六号線交差点において、直進中の相手車両と右折しようとした市所有車が接触し、双方の車両に損害が生じた。

昭和 61 年度

第 5 回

定期監査報告書

(工 事 監 査)

教育委員会 庶務課

建設部 下水道課

福生市監査委員